

このお仕事で働く みなさんへ

下記の対象業務には **中野区公契約条例**による
1時間あたりの最低賃金が
定められています。ご確認ください。

✓ Please check your wages.

私のお給料…

時給は？



📁 **令和7年度 中野区労働報酬下限額** (委託・指定管理協定の最低賃金)

1時間
あたり

1,380円

※ただし、軽井沢少年自然の家に係る協定では、1時間あたり「1,184円」と設定【令和7年1月6日 中野区告示第1号】

【対象】 次の委託業務（予定価格1千万円以上） または 指定管理協定に係る業務

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ① 施設の総合的な管理業務 | ⑥ 学校又は保育所の用務業務 |
| ② 施設、公園等の日常的な清掃業務 | ⑦ 学校又は保育所の給食調理業務 |
| ③ 施設の警備業務 | ⑧ 学童クラブ、キッズ・プラザ、児童館の運営業務 |
| ④ 施設の受付業務 | ⑨ 高齢者に係る居宅介護支援業務 |
| ⑤ 廃棄物収集、資源回収等の業務 | |

❓ 中野区公契約条例とは？

➡ 中野区と事業者が結ぶ契約（公契約）に従事するみなさんの適正な労働条件を確保するため制定した条例です。

対象の契約では、労働報酬下限額以上の報酬が支払われることとなります。



OK!

❓ ご自分の賃金がこの額よりも低い場合にはどうすればいい？

➡ 中野区または受注者（元請業者・雇用主）にご相談ください。なお、上の表のほか、工事または製造の請負契約の令和7年度労働報酬下限額については、東京都の公共工事設計労務単価を基に、別途定めています。

Please visit the official Nakano City website for further information about the Minimum amount of remuneration.



詳しくは区ホームページでご覧になれます。または下記へお問合せを。

📞 問合せ先：中野区総務部契約課契約係

☎ 電話 03-3228-8903 メール koukeiyaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

